

日立市地域創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 日立市の人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たり、幅広く専門的見地からの意見を聴取するため、日立市地域創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日立市の人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する助言及び意見交換

(組織)

第3条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。委員40人以内をもって組織する。

- (1) 産業関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) 報道（メディア）関係者
- (7) 市民団体関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から総合戦略の策定終了日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画部地域創生担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から適用する。